

知ってる?

おもいやり駐車スペース



障害のある人などのための駐車スペースの適正利用にご協力をお願いいたします。

おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置されている障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、栃木県が県内共通の利用証を交付する事業です。

対象となる駐車区画

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「おもいやり駐車スペース」の案内表示がある駐車区画です。

※協力施設については県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/welfare/shisetsu/baria/1220246130756.html>

携帯・スマホは ▶
こちらより



このスペースを必要としている人がいます

歩行が困難な方でも利用しやすい駐車場になるようご協力をお願いします。

おもいやり駐車スペース利用証について

- 駐車スペースを利用する時に、車のルームミラーにかけて掲示します。
- 本利用証は、道路上に設置された高齢運転者等専用駐車区画への駐車を可能にするものではありませんのでご注意ください。

※なお、本県で交付した利用証は、他府県での同様制度の協力施設でもご利用いただけます。

県民の方へのお願い

「おもいやり駐車スペース」は、障害者、要介護者、難病患者、妊産婦等、歩行に配慮を要する方のためのスペースです。それ以外の方は、駐車をご遠慮ください。

施設を管理する方へのお願い

「おもいやり駐車スペース」の確保に、ご協力いただける場合は、県ホームページをご覧ください。裏面記載の問い合わせ先まで、ご連絡下さい。

※ おもいやり駐車スペース利用証やこのチラシの作成には、栃木県地域福祉基金が活用されています。



有効期限なし
(障害者、難病患者等用)



有効期限あり
(妊産婦、傷病人用)

おもいやり駐車スペース



この駐車スペースは、栃木県発行の「おもいやり駐車スペース利用証」をお持ちの方が利用できます。

栃木県

おもいやり駐車スペースの表示

対象者一覧

交付対象の方		確認書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	1～4級	身体障害者手帳 なし	
	聴覚障害	該当しません		
	平衡機能障害	3・5級		
	音声言語機能障害	該当しません		
	肢体不自由	上肢		1・2級
		下肢		1～6級
		体幹		1・2・3・5級
	脳原性の運動機能障害	上肢機能		1・2級
移動機能		1～6級		
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害		1・3・4級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1～4級		
知的障害者		障害程度がAの方	療育手帳	
精神障害者		障害等級が1級の方	精神障害者保健福祉手帳	
要介護者		介護保険の要介護状態の区分が要介護1～5の方	介護保険被保険者証	
難病患者		特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者、指定難病の診断基準を満たしている方、一般特定疾患医療受給者	指定医療費（指定難病）受給者証、通知書（特定医療費申請結果）、小児慢性特定疾病医療費受給者証、一般特定疾患医療受給者証のいずれか	
妊産婦		原則妊娠7カ月を経過した方 多胎児の場合、原則妊娠6ヶ月を経過した方	母子健康手帳 産後1年まで 多胎児の場合 産後2年まで	
傷病人		医師の診断書等において「歩行が困難」と認められる方	医師の診断書・意見書等（「歩行が困難である」ことの記載必要）、身分証明書（運転免許証、保険証等） 1年の範囲内で歩行困難な期間	

※関節リウマチ患者の方も対象となる場合があります。詳しくは、保健福祉課、健康福祉センター、宇都宮市保健所にお問合せください。

2種類のおもいやり駐車スペースがあります。

幅3.5 m以上の駐車区画



車いすを利用している方は、乗降の際に乗用車のドアを全開にする必要があります。そのような方々のための幅の広い駐車区画です。

幅3.5 m未満の駐車区画



車いすを利用していない方でも、歩行が困難な方等は施設の入口近くの駐車区画を利用する必要があります。そのような方々のための通常幅の駐車区画です。

〈お問合せ先〉

栃木県保健福祉部保健福祉課地域福祉担当

TEL : 028-623-3047 FAX : 028-623-3131 電子メール : hofuku@pref.tochigi.lg.jp

ホームページ 栃木県ホーム>テーマから探す>福祉 医療>社会福祉・地域福祉>バリアフリー>

>おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業(パーキングパーミット制度)について